

公表用	

令和 6 年 8 月

第 14 回 行橋市農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 9 日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和 6 年 8 月 9 日 午前 10 時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員	13	名
欠席委員	0	名

議席	氏 名	出欠
6	舩 津 鎮 男	出
13	吉 村 郁 子	出
8	藤 川 放 作	出
11	大 田 完 治	出
12	長 城 彰	出
7	西 村 直 仁	出
1	西 本 一 美	出
2	石 本 浅 夫	出
9	繁 永 國 廣	出
5	川 本 博	出
3	松 本 功	出
4	富 田 和 重	出
10	沼 口 宣 寛	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 53 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 54 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 55 号	農地利用最適化推進委員の辞任の同意について
報告第 9 号	非農地証明について
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	井上 栄輔
農地係長	宮崎 崇文

会長	出席者 13 名で定足数に達していますので、これより、第 14 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。会議に先立ちまして、行橋市農業委員会憲章を朗読いたします。
	－委員・事務局朗読－
会長	それでは、会議にはいります。議案の採決につきましては、前回同様、議案ごと一括して採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 53 号から議案第 54 号までの 2 件を一括上程し審議しますので、よろしくお願いします。最初に、議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題いたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 53 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 8 月 9 日提出、行橋市農業委員会会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■。以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、今元地区の 1 件について地区委員より報告願います
藤川委員	今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。物件の表示は、大字今井■■■■■、畑、362 m ² 。譲渡人は、古賀市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、福岡市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、新規就農するものです。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	次に、仲津地区の 1 件について地区委員より報告願います。
大田委員	仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。物件の表示は、大字稲童■■■■■、田、440 m ² 。譲渡人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。贈与により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されています。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。物件の表示は、大字長尾■■■■■、畑、1,438 m ² 。譲渡人、行橋市■■■■■、■■■■■さん。譲受人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。売買により所有権を移転し、規模拡大し農業に精進するものということで申請されています。書類等完備されており農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が全て終わりました。3 条関係全般について、ご質疑ありませんか。
	－質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第

	53 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件については、許可することに可決決定いたしました。次に、議案第 54 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 54 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 6 年 8 月 9 日提出、行橋市農業委員会、会長、石本浅夫。記、1 申請人、■■■■■。以下 3 件。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。最初に、泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。
西本委員	泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 1 番。申請人は、福岡市■■■■■、■■■■■さん持分 1/2、■■■■■さん持分 1/2 です。土地の表示は、泉中央二丁目■■■■■、田、46 m²、泉中央二丁目■■■■■、畑、397 m²、2 筆計 443 m²。所有者は、行橋市■■■■■、■■■■■さん持分 1/4、行橋市■■■■■、■■■■■さん持分 3/4。行橋市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、自己住宅及び進入路を設置するものです。自己住宅 124.81 m²、進入路 46 m²、その他 272.19 m²。資金計画は借入金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書が添付されています。隣地承諾書はなく理由書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、都市計画の用途区域内の第 3 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	次に、延永地区の 1 件について地区委員より報告願います。
富田委員	延永地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 2 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さん。土地の表示は、大字下津熊■■■■■、畑、352 m²、大字下津熊■■■■■、畑、521 m²、2 筆計 873 m²。計画に既存宅地 135.79 m²含みます。所有者は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転用理由としては、売買契約により所有権を移転し、建売住宅を建築するものです。建売住宅 2 棟 220.85 m²、道路 302.61 m²、その他 485.33 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 以上の広がりのある第 1 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしく願います。以上です。
会長	最後に、椿市地区の 1 件について地区委員より報告願います。
沼口委員	椿市地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。地区番号 3 番。申請人は、行橋市■■■■■、■■■■■さんです。土地の表示は、大字下崎■■■■■、田、755 m²。所有者は、北九州市■■■■■、■■■■■さんです。転

	用理由としては、売買契約により所有権を移転し、資材置場を設置するものです。資材置場 755 m²。資金計画は自己資金で、実行性あり。周辺農地への被害もなく、水利承諾書、隣地承諾書が添付されています。場所は別紙を参照ください。地区審査の結果、書類等完備しており、10ha 未満のその他 2 種農地であり、許可相当とされています。本会議においても審議方よろしくお願いします。以上です。
会長	報告が全て終わりました。5 条関係全般についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 54 号について、許可することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	全員賛成と認めます。よって、議案第 54 号、農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件については、許可相当と認め県に進達することに可決決定いたしました。次に、議案第 55 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。
事務局	朗読します。議案第 55 号、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について、農地利用最適化推進員の辞任について、末松六則委員より申し出があったため、本会の審議に附す。令和 6 年 8 月 9 日提出、行橋市農業委員会 会長 石本浅夫。以上です。
会長	議案の朗読が終わりました。事務局に説明を求めます。
事務局	説明します。この度、農地利用最適化推進委員の末松六則さんより辞任の申し出がありました。農地利用最適化推進委員は農業委員会で選任するものであり、辞任には皆さんの同意が必要となりますので、ご審議の程よろしくをお願いします。
会長	議案についてご質疑ありませんか。 －質疑なし－
会長	ないようですので、質疑を終了し、これより、採決にはいります。議案第 55 号について、同意することに、賛成の方の挙手を求めます。 －全員挙手－
会長	賛成全員と認めます。よって、議案第 55 号、農地利用最適化推進委員の辞任の同意については、可決決定いたしました。次に、報告第 9 号、非農地証明の申請について事務局に朗読を求めます。
事務局	報告第 9 号。非農地証明について。非農地証明の申請が下記の者よりなされ、現地確認のうえ専決により証明を交付したので、本会に報告する。令和 6 年 8 月 9 日提出。行橋市農業委員会 会長 石本浅夫。記、1 申請人、■■■■ 以下 2 件。①申請人、■■■■。土地の表示、大字今井■■■■、畑、412 m²。理由、当該農地は、20 年以上住宅の敷地となっており、農地として復元することが困難なため。②申請人、■■■■。土地の表示、大字東徳永■■■■、畑、751 m²。理由は、当該農地は 20 年以上住宅の敷地になっ

会長	ており、農地として復元することが困難なため。以上です。 朗読が終わりました。只今の報告について、ご質疑ございませんか。 －質疑なし－
会長	以上で今回提案いたしました議案の審議、報告はすべて終了いたしました。最後に、本日の署名委員を指名いたします。4 番、富田委員、5 番、川本委員に署名願います。以上で、本日の総会は、すべて終了いたしました。これをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。